

# 公益財団法人 市原国際奨学財団

## 奨学生規約

市原国際奨学財団の目的は、奨学生に対する経済的な支援だけでなく、「国際社会に貢献できる有用な人材を育成・支援する」ことが目的であります。

その為に奨学生に求めているのは、ただ奨学金を受領するだけで終わらないように、「異文化理解」と「奨学生同士の交流」に努め優秀なグローバル人材を目指してください。

奨学生に守ってもらう項目は、この「奨学生規約」に記載されていますので、奨学生として守るべき事を心得てください。

### 1. 次のような場合は、奨学金受領資格の喪失となり、奨学金が打ち切りとなります。

- (1) 在学している大学／大学院における学籍を失った場合
- (2) 他の奨学金を重複受給した場合
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたと認められた場合
- (4) 傷い疾病等のため成績の見込みがなくなると認められた場合
- (5) 学業成績又は操行が不良になったと認められた場合
- (6) 留学生として資格を失った場合（外国人留学生のみ）
- (7) 正規の就職が決まった場合
- (8) 倫理に反する行為が認められた場合
- (9) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見された場合
- (10) 奨学生としてふさわしくない行為があった場合
- (11) 必要書類の提出遅れが3回以上続いた場合
- (12) 誓約書の提出がされない場合

### 2. 次のような場合は、奨学金の休止となります。

- (1) 休学、又は長期にわたって在学している大学／大学院を欠席した場合
- (2) 学業、性行等の状況により指導上必要があると認めた場合
- (3) 奨学生交流会を欠席した場合（詳細は第3項目を参照）
- (4) 財団事務局への必要な書類が提出されない場合や、提出締切が守られない場合
  - ①生活状況報告書（年間4回の提出）
  - ②交流会レポート
  - ③その他書類
- (5) 学則により、処分を受けた場合

### 3. 次のような場合は、奨学金が一時停止となります。

- (1) 個人都合で奨学生交流会を欠席した場合、翌月1ヶ月分の奨学金が停止となり、翌々月分から再開します。

市原国際奨学財団は「学業成績」だけでなく、「国際親善」もできる総合的人間性を奨学生に求めています。その為、授与式を含め、年に数回奨学生交流会を開催し、国際コミュニケーションを通じて財団仲間のネットワークを深める場を設けています。奨学生に対して、原則、交流会は絶対参加を求めています。

- (2) 例外として交流会の欠席が認められるケース

#### ①出席が求められる大学の授業がある場合

交流会は基本週末に開催しますが、万が一、大学の授業が入っている場合、事前に財団事務局に相談し、交流会欠席の許可をもらう必要があります。その際

○大学の学生課が発行した授業証明書

○指導教授が発行した正式な証明書

のどちらかを事前に提出しなければなりません。

正式証明書を発行できない学校行事（例：個人的にクラスメイトと勉強会を行う等）は認めません。

#### ②病気の場合

病気、入院、手術、術後の休養等の場合は、事前に財団事務局に相談し、交流会欠席の許可をもらう必要があります。その際は、日本国内で発行された医師の診断書を事前に提出しなければなりません。

診断書がない場合、また、外国の診断書の場合は、認めません。

交流会当日に急病で欠席した場合、交流会後2日間の日付で発行された診断書の事後提出は認めます。

#### ③弔事の場合

配偶者、子、自己の父母、配偶者の父母、自己の兄弟、自己の祖父母等の死亡の場合は、事前に財団事務局に相談し、交流会欠席の許可をもらう必要があります。その際は、その事実を証明できる書類を提出しなければなりません。

医師が証明した「死亡診断書」、その他これらに準ずる葬儀の実施や死亡の事実が証明できるものを提出しなければなりません。

上記以外の理由（個人的都合）で欠席したい場合も、事前に財団事務局に相談し、欠席の許可をもらう必要があります。ただし、個人的都合が原因の欠席が許可されても、翌月1ヶ月分の奨学金が停止となり、翌々月分から再開します。

また、事務局に事前相談せず、許可なく無断で欠席した場合、理由を問わず、奨学金が打ち切りとなります。

例：7月に予定されている交流会に、個人的理由での欠席が認められた場合、翌月8月分の奨学金が停止され、9月分より再開します。

理由問わず、事前連絡がなく無断で欠席した場合、8月分から奨学金を打ち切り、奨学生としての資格を取り消します。